

2023年1月24日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役専務執行役員 戴下貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

**合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office (旧合同会社 Vpg) 及び株式会社 KITE
からの当社株式の全株式取得の申込みに関する協議状況について**

当社は、2022年5月19日付けプレス・リリースでお知らせいたしましたとおり、同月18日、合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office (商号変更前の合同会社 Vpg。以下「YFO」といいます。) 及び株式会社 KITE (以下「KITE」といい、YFO と併せて以下「YFO ら」と総称します。) から、当社取締役会による賛同及び応募推奨を前提条件として、当社普通株式 1 株当たりの価格 1,000 円等を内容とする当社普通株式の公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を行うことについての申込み (以下「本申込み」といいます。) を受け、YFO らとの間で本申込みに関する協議を継続してまいりました。

YFO らは、2022年5月18日付け「東洋建設株式会社 (証券コード: 1890) の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において本公開買付けの開始予定について公表した後、同年6月30日、9月30日、11月11日及び12月13日の4回に亘り開始時期の変更を公表しております。

当社は、当社と YFO らとの相互理解が十分に深まることが、当社が本公開買付けに対して賛同表明・応募推奨を行うか否かに関する判断を行うための重要な前提であるとの考えの下、当社と YFO らがかかるとの相互理解のために必要且つ十分な情報を相互に提供できるよう、2022年8月26日付けで秘密保持契約書 (以下「本秘密保持契約」といいます。) を締結の上、当社代表取締役社長武澤恭司及び YFO 代表社員兼 KITE 代表取締役山内万丈氏との複数回の面談を含む継続的な協議を実施し、本申込みに関する検討を行ってまいりました。当社代表取締役社長と YFO ら代表との間の面談は相互の信頼関係に基づき行われたものであり、且つ、当社代表取締役社長は、本秘密保持契約の下、YFO ら代表と真摯に対話を行うとともに、情報の提供を行ってまいりました。

YFO らとの協議状況及び YFO らの対応に係る当社の考えについては、以下の通りでございます。

1. YFO らとの協議状況

当社取締役会は、当社から YFO らに対して 2023年1月13日付けで送付した書簡 (以下「当社1月13日付け書簡」といいます。別紙1) に記載の通り、同年1月10日に開催した取締役会において、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく

当社企業価値に関する定量的な分析を YFO らから提示して頂きたい旨を決議いたしました。当社は、当該決議に従い、当社 1 月 13 日付け書簡により、YFO らに対してこれらの各事項の提示をお願いしましたが、本日時点において未だ提示を受けておりません。当社取締役会としては、YFO らからこれら各事項の提示を受けた後、速やかに YFO らと当社取締役会との面談を設定し、その結果も踏まえた上で、YFO らによる買収提案に賛同するか否かを判断する予定です。

2. YFO らの対応に係る当社の考え

当社は、当社の企業価値を向上させるためには、主力事業の一つである海上工事の安定的シェアを確保・向上させることが大変重要であると考えております。そのため、「当社の経営の基盤」を YFO らにご理解頂くために、当社事務局が「最優先事項」としてその説明を行ってきたものと当社取締役会は理解しています。しかしながら、当社取締役会が YFO らに対して「当社の経営の基盤」が唯一の懸念事項であるとお示しした事実はありません。当社取締役会は、YFO らによるご提案が真に当社の企業価値向上に資するものであるか、また、当社の既存事業に影響を及ぼすものであるか否かについては慎重に判断を行う必要があると考えております。

当社は、当社と YFO らとの相互理解が十分に深まることが、当社が本公開買付けに対して賛同表明・応募推奨を行うか否かに関する判断を行うための重要な前提であると考えておりますが、当社事務局と YFO ら事務局との間で当社からの事業計画の開示とそれに基づく企業価値向上施策を含めた継続的な協議を実施していたにもかかわらず、YFO らからその途中で、当社代表取締役社長と YFO ら代表によるトップ面談を要請された経緯があり、当社がこれに応じたため、事務局間の協議は中断されました。また、これまでのところ、事務局間協議及びトップ面談においては YFO らの企業価値向上策の議論が十分に行われたとはいえません。これらの原因は YFO らにあるにもかかわらず、YFO らの 2022 年 12 月 13 日付けプレスリリース及び 2023 年 1 月 23 日付けプレスリリースはこれらの原因があたかも当社にあるかのように事実関係を歪曲化したものであり、許容することはできません。

当社取締役会としては、YFO らが過去の協議及び情報提供等に関する事実関係をこれまでのプレスリリース等で歪曲化していることは明らかであり大変遺憾ではございますが、その点を措いても、当社取締役会で決議したプロセスを早急に進めるために、まず、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析をご提示頂くよう、YFO らに依頼しております。

当社は、当社株主の皆様に対して適切な情報提供を行うべく、当社 1 月 13 日付け書簡および当社から YFO らに対して 2023 年 1 月 23 日付けで送付した書簡（別紙 2）について、別紙のとおり公表させていただきます。

当社は、本日時点において、当社が本公開買付けに対して賛同表明・応募推奨を行うか否かに関する判断を行うための重要な前提は満たされておらず、且つ、YFO らの 2022 年 12 月 13 日付けプレスリリース及び 2023 年 1 月 23 日付けプレスリリースによる当社との間の協議内容の公表は当社との間の 2022 年 8 月 26 日付け秘密保持契約に違反するとともに一方的に事実関係を歪曲化したものであり、当社との間の信頼関係を損なう行為であると考えているものの、当社としては、当社が判断を行うための前提を満たすべく YFO らとの信頼関係の構築により一層努め、本申込みに関する対応を真摯に検討してまいります。

なお、YFO らの 2023 年 1 月 23 日付けプレスリリースに対する当社の考えについては、改めて公表いたします。

記

別紙 1： 当社取締役会から YFO らへの 2023 年 1 月 13 日付け「具体的な企業価値向上策及びその定量的分析の提示のお願い」

別紙 2： 当社取締役会から YFO らへの 2023 年 1 月 23 日付け「具体的な企業価値向上策及びその定量的分析の提示に関する再度のお願い並びに貴社ら 2023 年 1 月 18 日付け書簡について」

以 上

2023 年 1 月 13 日

合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office

代表社員 山内 万丈 様

最高投資責任者 村上 皓亮 様

東洋建設株式会社

取締役会議長

代表取締役社長

武澤 恭司

具体的な企業価値向上策及びその定量的分析の提示のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

ご案内のとおり、貴社らは、当社に対して、当社の企業価値向上策に向けた提案として、2022 年 5 月 17 日付け「東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)」、同年 7 月 5 日付け「『東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)』の追加説明」、同年 12 月 9 日付け「経営方針・企業価値向上策(案)の追加情報提供」、及び、同年 11 月 14 日付けで手交された「貴社と弊社らの間での合意事項」の各資料をご提出されております。また、貴社らは、同年 6 月 6 日付け書簡等において、具体的な施策を含むより精緻化された企業価値向上策及び具体的な数値等を当社に対して提示するためには、公開情報には含まれない当社の経営に関する情報の提供を受ける必要がある旨を示され、当社に対して、「データリクエスト」と題されるエクセルファイルを交付し、当社の経営に関する非公開情報の提供を要請しておりました。

当社は、2022 年 7 月 26 日の取締役会において貴社らとの協議は当社事務局にて対応することを決議し、その後、貴社らから提供された資料及び協議内容は遅滞なく事務局から取締役会に共有され、取締役会としても検討を進めて参りました。また、上記の貴社らからの非公開情報の提供要請、及び、同年 8 月 26 日の秘密保持契約の締結を踏まえ、当社事務局を通じた貴社らとの間の協議を継続しつつ、公開情報には含まれない当社の事業計画、一般管理費の明細、海外工事の採算推移データ等を貴社らに開示する等、貴社らの上記要請への対応を進めておりました。

しかしながら、貴社らの同年 8 月 29 日付け書簡以降、貴社らが当社代表取締役社長と貴社ら代表によるトップ面談を継続的に要請され、当社がこれに応じたことから、事務局間の協議及び当社による上記要請への対応は中断されておりました。

このような経緯の下で、貴社らからは当社の各取締役に対して 2022 年 12 月 9 日、15 日、21 日及び 2023 年 1 月 12 日付けで書簡を頂いておりますが、当社取締役会においては、こ

これらの各書簡をお送り頂く以前から継続して、当社事務局を通じて得た情報を踏まえて貴社から提出された当社の企業価値向上策の理解に努め、協議を重ねて検討を行ってきました。しかしながら、そのような適切な手続による検討の結果、当社取締役会としては、これまでに提出頂いた貴社らの企業価値向上策には、当社の個別の事業領域や課題に関する優位性を備えた具体的な施策が不足しており、また、当社の企業価値に関する定量的な分析が示されていないため、貴社らの提案する公開買付けに関して十分な検討を行うことは困難であると考えております。そこで、当社取締役会は、2023年1月10日に開催した取締役会において、改めて、貴社らの上記要請に対して可能な範囲で情報を提供することにより、貴社らが上記6月6日付け書簡等で示されたとおり、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析を貴社らから提示して頂きたい旨を決議しております。

したがって、当社は、貴社らに対して、本書面と併せて貴社らの2022年9月22日付け「データリクエスト(優先順位付け)」に列挙された情報を提供致します。貴社らにおいては、上記企業価値向上策及び定量的な分析(貴社の想定投資期間における各期の①貸借対照表、②損益計算書、及び、③買収資金の調達・返済・回収、設備投資、M&A投資等の投資計画とそのため資金調達も含めたキャッシュフロー計算書の見込みを含みます。)を当社事務局宛てにご提示頂けますようお願い致します。

具体的にご提示の時期については当社事務局宛に別途ご連絡ください。当社取締役会としては、貴社らからこれらをご提示頂いた後、速やかに当社取締役会との面談を設定させて頂く所存です。

本書面又は貴社らに提供した情報に関してご不明点等がありましたら、当社事務局までご連絡ください。

敬 具

2023年1月23日

合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office

代表社員 山内 万丈 様

最高投資責任者 村上 皓亮 様

東洋建設株式会社

取締役会議長

代表取締役社長

武澤 恭司

具体的な企業価値向上策及びその定量的分析の提示に関する再度のお願い
並びに貴社ら 2023年1月18日付け書簡について

1. 具体的な企業価値向上策及びその定量的分析の提示に関する再度のお願い

当社取締役会は、当社の2023年1月13日付け書簡(以下「当社1月13日付け書簡」といいます。)に記載の通り、同年1月10日に開催した取締役会において、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析を貴社らから提示して頂きたい旨を決議しました。当社は、当該決議に従い、当社1月13日付け書簡により、貴社らに対してこれらの各事項のご提示をお願いしましたが、本日時点において未だご提示を受けていません。当社取締役会としては、貴社らからこれら各事項をご提示頂いた後、速やかに貴社らと当社取締役会との面談を設定させて頂き、その結果も踏まえた上で、貴社らによる買収提案に賛同するか否かを判断する予定です。貴社らからのこれら各事項のご提示がない限りこのプロセスが進められませんので、当社取締役会は、貴社らに対して、改めて、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析をご提示頂くようお願い致します。

なお、当社取締役会は、貴社らの企業価値向上策を定量的に評価するため、また、貴社らの企業価値向上策が当社の財務体質・キャッシュフローに及ぼす影響や、貴社らが提案する超長期的視野に基づく柔軟な大型投資に関する投資計画の具体的内容を評価するためには、貴社らの想定投資期間における各期の①貸借対照表、②損益計算書、及び、③買収資金の調達・返済・回収、設備投資、M&A投資等の投資計画とそのため資金調達も含めたキャッシュフロー計算書の見込みを検討する必要があると判断しております。そのため、当社1月13日付け書簡にて、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析には、これら①乃至③の情報を含めて頂くようお願いしたものです。

当社は、本日時点において、事務局間での協議における貴社ら事務局からのデータに関する

るご要望も踏まえた上で、貴社らからのデータリクエストに従って当社として提供可能と判断した情報はいずれも提供済みです。したがって、貴社らからは、従前の貴社らからのお申出に従い、これらの情報に基づき、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析をご提示頂きたいと考えております。それにもかかわらず、貴社らとして、これまでに当社が提供した情報及び一般的に入手可能な情報のみでは、これらのご提示ができないとお考えの場合には、追加での情報提供を検討致しますので、必要な情報を特定の上、速やかに当社にご連絡ください。

2. 貴社ら 2023 年 1 月 18 日付け書簡について

(1) 当社取締役会として「当社の経営の基盤」を「唯一」の懸念事項として貴社らに示したことはないこと

当社は、当社の企業価値を向上させるためには、主力事業の一つである海上工事の安定的シェアを確保・向上させることが大変重要であると考えております。そのため、「当社の経営の基盤」を貴社らにご理解頂くために、当社事務局が「最優先事項」としてその説明を行ってきたものと当社取締役会は理解しています。しかしながら、当社取締役会が貴社らに対して「当社の経営の基盤」が唯一の懸念事項であるとお示した事実はありません。当社取締役会は、貴社らによるご提案が真に当社の企業価値向上に資するものであるか、また、当社の既存事業に影響を及ぼすものであるか否かについては慎重に判断を行う必要があると考えております。加えて、当社取締役会は、前述の通り、貴社らから今後速やかにご提示して頂く、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析を評価することも不可欠であると考えております。

(2) 貴社らに対する情報提供が中断した原因及び貴社らの企業価値向上策の議論が十分に行われなかった原因は貴社らにあること

当社と貴社らとの事務局間協議は、2022 年 10 月 6 日に開催された後は開催されておらず、これに伴い、貴社らに対する当社の経営に関する情報の提供は、当社が 1 月 13 日付け書簡とともに情報提供を再開するまでの間、中断されておりました。また、これまでのところ、事務局間協議及び当社代表取締役社長と貴社ら代表による面談(以下「トップ面談」といいます。)においては貴社らの企業価値向上策の議論が十分に行われたとはいえません。以下の通り、これらの原因は貴社らにあるにもかかわらず、貴社らの 2023 年 1 月 18 日付け書簡(以下「貴社ら 1 月 18 日付け書簡」といいます。)はこれらの原因があたかも当社にあるかのように事実関係を歪曲しようとするものであり、許容できません。

ア. 貴社らに対する情報提供が中断した原因が貴社らにあること

当社は、具体的な施策を含むより精緻化された企業価値向上策及び具体的な数値等を当社に対して提示するためには、公開情報には含まれない当社の経営に関する情報の提供を受ける必要があるとの貴社の要請、及び、2022年8月26日の秘密保持契約の締結を踏まえ、貴社らに当社の事業計画を開示した上、当該当社の事業計画に関する貴社らのインタビューセッションを複数回に亘って実施し、その結果を踏まえて、貴社らに対する上記情報の提供を進めていました。

しかしながら、当社は、同年10月5日付けの貴社ら代表の当社代表取締役社長宛ての手紙によりトップ面談の要請を受けた後は、貴社ら事務局から、当該事務局間インタビューセッションのための日程調整の連絡や、情報提供に関する問い合わせを頂くことはありませんでした。また、当社事務局が貴社ら事務局に対して、限られた時間のトップ面談において充実した議論が行われるように内容の事前調整を要請したことに対して、貴社ら事務局は、トップ面談の内容については「事務局からはお伝えできない」、「山内から直接お伝えする」などと回答し、事務局間協議を行う姿勢を見せませんでした。

加えて、同年11月2日の2回目のトップ面談で、貴社ら代表から、「僕が納得しないと先には進みませんので、事務局間による実務的な遣り取りは意味がない」旨の発言があり、事務局間の協議は貴社らから一方的に打ち切られました。これにより、当社1月13日付け書簡に至るまで当社からの情報提供も中断しました。

このように、貴社らに対する当社の経営に関する情報の提供が中断した原因が貴社らにあることは明らかです。

イ. 貴社らの企業価値向上策の議論が十分に行われなかった原因が貴社らにあること

ご案内の通り、2022年9月1日以降の事務局間協議に当たっては、相互の理解を深めることが必要であるとの両社の考えの下、まず、「当社の経営の基盤」に関する説明及び貴社らの事業に関する説明を相互に実施し、その後、当社の事業計画に関するインタビューセッションを設けるとの進め方が、事務局間で合意されていました。また、貴社らの企業価値向上策に関する議論は、上記インタビューセッション後に貴社らから提供される具体的な施策を含むより精緻化された企業価値向上策及び具体的な数値等を踏まえ実施されることも事務局間で合意されていました。しかしながら、上記ア.の通り、事務局間協議は、貴社ら側の原因により上記インタビューセッションの途中で中断してしまったため、その後これまでのところ、事務局間で、貴社らの企業価値向上策に関する議論が十分に行われることはありませんでした。

また、トップ面談に当たっては、事前に貴社らの事務局から、「当社の経営の基盤」を

踏まえると貴社らの買収提案に賛同することが難しいことについて当社代表取締役社長から貴社ら代表に対して直接説明して欲しい旨を要請されたことを受けて、当社代表取締役社長は、貴社ら代表に対して、「当社の経営の基盤」について丁寧に説明したものです。他方で、トップ面談においては、貴社ら代表からは、具体的な貴社らの企業価値向上策に関する説明はなく、「短期的な業績要望に縛られることなく、腰を据えた大胆な企業改革が可能になる」などの抽象的な内容を繰り返し述べられただけであったため、当社代表取締役としては、貴社らの企業価値向上策に関する質問等を行うことは不可能でした。なお、貴社らは、2022年11月2日の2回目のトップ面談において、貴社ら代表が「経営方針・企業価値向上策(案)の追加情報提供」について口頭で説明を行ったと主張しておられますが、同トップ面談においては、そのような説明は一切行われておりません。

以上の通り、事務局間協議及びトップ面談において、貴社らの企業価値向上策の議論が十分に行われなかった原因が貴社らにあることも明らかです。

(3) 当社から受領した情報及び資料には抜け落ちがあるなどとの主張は不合理であること

当社は、当社1月13日付け書簡の時点において、貴社らが具体的な企業価値向上策及びその定量的分析の提示を行うためとして当社に要請していた情報のうち、貴社らが「最優先」及び「優先」と指定した全ての情報について、存在しないもの(例えば、将来5年分の計画値等)を除いて、該当する情報のほとんどを提供済みです。

また、貴社らが要請していた情報の中には存在しないものが含まれていることは貴社らに伝達済みであり、且つ、そのような情報は、本来、貴社らがインタビューセッション等の適切なコミュニケーションを通じて、受領済の情報の理解度を上げたり、代替し得る情報の有無を当社に確認したりした上で、自ら分析・検討し、見込みを立てるべきものです。

そのため、貴社ら1月18日付け書簡における、当社から受領した情報及び資料には抜け落ちがあるなどとの貴社らの主張は、存在しない情報の提供を求め、自ら行うべき更なる分析・検討等の責任を当社に転嫁しようとする不合理なものと言わざるを得ません。なお、貴社らはそもそも当社に対するデューデリジェンスの実施を前提とせずに具体的な買収価格を予告されている以上、その根拠となる個別施策の検討及び当社企業価値に関する定量的な分析は貴社らが満足する形で完了済みであると理解しており、その前提となる事業計画の考え方、その構成要素の一つである当社の企業価値向上策及びシナジー効果に関する事業計画への織り込みに対する具体的な説明を行うことができざるべきであると考えています。

当社取締役会としては、貴社らが過去の協議及び情報提供等に関する事実関係を歪曲化し

ていることは明らかであり大変遺憾ではありますが、その点を措いても、当社取締役会で決議したプロセスを早急に進めるために、まず、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析をご提示頂くよう、改めてお願い致します。

以 上